

2001年9月の情報です。

平成12年度水質汚濁の状況について

IV 今後の取組み

- 河川、湖沼及び海域の水質汚濁の改善を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、生活排水対策として下水道や合併処理浄化槽の整備促進などに取り組んでいる。
特に、県民の水がめである相模湖・津久井湖については、山梨県との連携も図りつつ水質保全に努めている。
- 東京湾については、CODの総量規制のほか、窒素、磷の規制により水質保全に努めていく。
- 地下水汚染の未然防止を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、地下水汚染の改善を図るため、汚染された地下水の浄化対策を指導している。また、地下水を保全するため、県民、事業者に普及啓発を図っている。